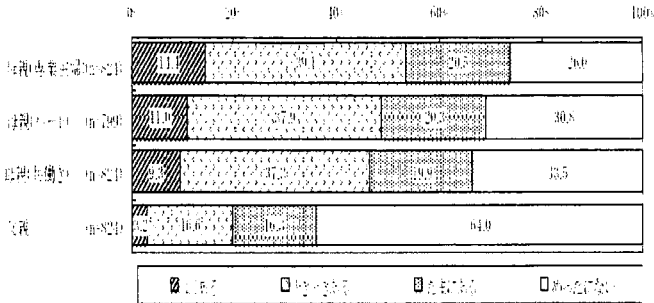


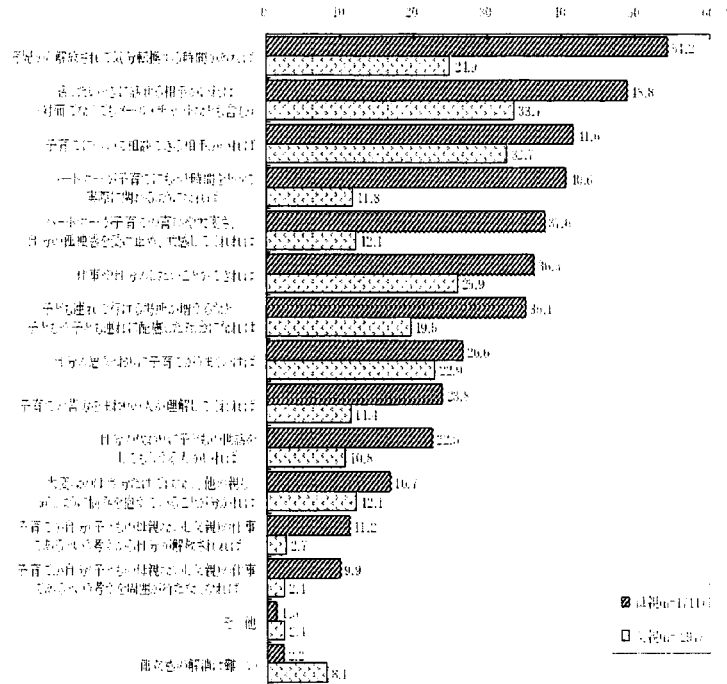
子育ての孤立感

- 子育てに関する孤立感を感じる母親の割合は高い(特に専業主婦)。
- 孤立感を解消するために求められているのは、「育児から解放されて気分転換する時間」、「話せる相手」「相談できる相手」、「パートナーの子育ての関わり」等が上位を占めている。

図表 229 孤立感を感じるかどうか



図表 242 孤立感を解消するには



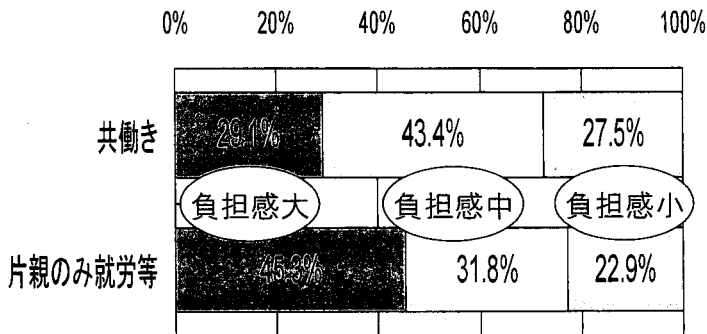
(資料)平成18年度 子育てに関する意識調査報告書

子育ての負担感

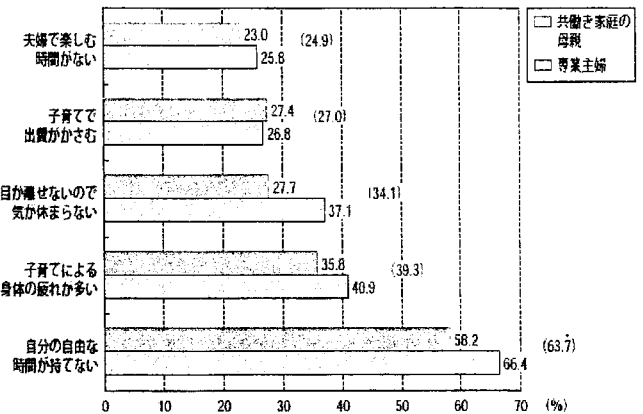
- 専業主婦家庭の方が、子育ての負担が大きいと感じる者の割合が高い。
- 負担感の内容を見ると、「自由な時間が持てない」「身体の疲れ」「気が休まらない」が上位を占める。

第1-2-35図 子育ての負担感の状況

女性の子育ての負担感



(資料)(財)こども未来財団「平成12年度子育てに関する意識調査事業調査報告書」(平成13年3月)



資料：厚生労働省「第2回21世紀出生児縦断調査」(2002(平成14)年度)
注：「」内は、共働き家庭の母親、専業主婦の数を加重平均したものである。

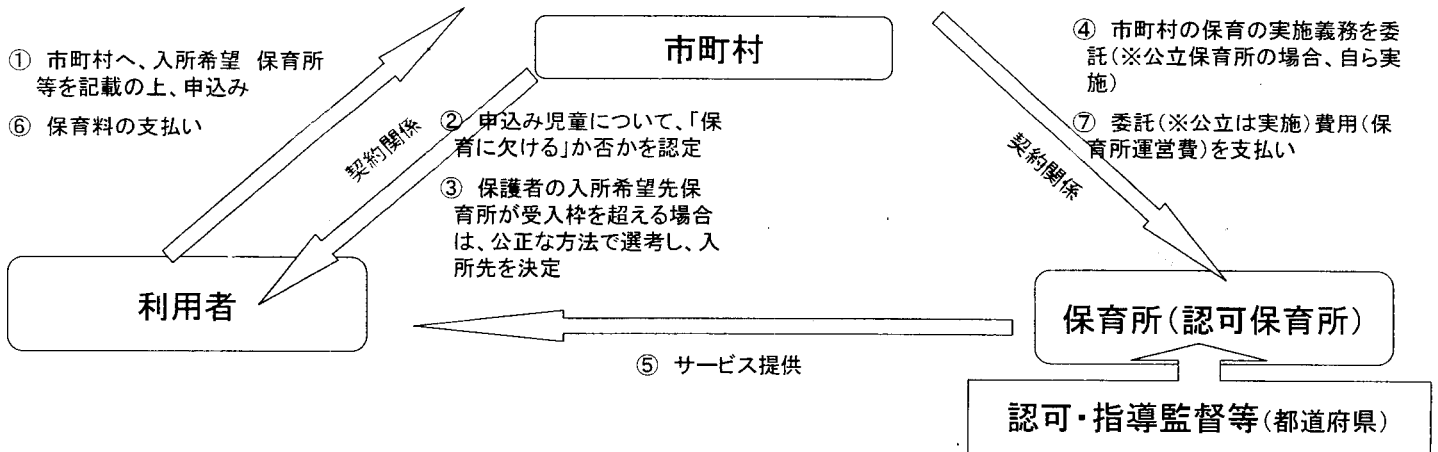
現行の認可保育所のサービス提供の仕組み

(現行の認可保育所の利用方式)

- 現行制度における認可保育所の利用方式は、
 - ① 保護者が、市町村へ入所希望保育所等を記載の上、申込みを行い、
 - ② 市町村において、対象児童が「保育に欠ける」か否かを判断した上で、保護者の入所希望を踏まえ、市町村が保育所を決定する仕組み。

(市町村に対する保育の実施義務)

- このような仕組みは、現行制度が、市町村に対して、認可保育所において保育する義務(保育の実施義務)を課しており、この市町村による保育の実施義務の履行(公立保育所において自ら実施するか、私立保育所へ委託)を通じて、保護者に認可保育所が利用される仕組みであることと密接に関連。
(※市町村は、自ら(公立保育所)による保育の実施費用を負担、又は、委託費(私立保育所)を支払い。)



23

(保育の実施義務の例外)

- また、現行制度における市町村の保育の実施義務には、「付近に保育所がない等やむを得ない事由があるときは、その他の適切な保護をしなければならない」とする例外が設けられている。
 - ※ 「やむを得ない事由」…地域の保育所(認可保育所)全体を通じて受入れ能力がない場合を含む
 - ※ 「その他適切な保護」…家庭的保育のほか、認可外保育施設のあっせんも含む
 - ※ なお、市町村の保育の実施に要する費用は、公立保育所については一般財源化(市町村の地方交付税等の一般財源により負担)されているが、私立保育所については負担金(国及び都道府県が一定割合を義務的に負担する仕組み)となっており、市町村に対する保育の実施義務とその財源確保は切り離すことのできない関係にあることに留意。

(認可の裁量性)

- さらに、市町村の保育の実施義務を履行する受け皿となる保育所の認可制度には、認可権者である都道府県に、既存事業者の分布状況等を勘案した上で設置が必要かどうかを判断する裁量が比較的広く認められている。(→※次回の検討課題)

《参考》

◎ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)(抜粋)

- 第二十四条 市町村は、保護者の労働又は疾病その他の政令で定める基準に従い条例で定める事由により、その監護すべき乳児、幼児又は第三十九条第二項に規定する児童の保育に欠けるところがある場合において、保護者から申込みがあつたときは、それらの児童を保育所において保育しなければならない。ただし、付近に保育所がない等やむを得ない事由があるときは、その他の適切な保護をしなければならない。
- 2 前項に規定する児童について保育所における保育を行うこと(以下「保育の実施」という。)を希望する保護者は、厚生労働省令の定めるところにより、入所を希望する保育所その他厚生労働省令の定める事項を記載した申込書を市町村に提出しなければならない。この場合において、保育所は、厚生労働省令の定めるところにより、当該保護者の依頼を受けて、当該申込書の提出を代わつて行うことができる。
 - 3 市町村は、一の保育所について、当該保育所への入所を希望する旨を記載した前項の申込書に係る児童のすべてが入所する場合には当該保育所における適切な保育の実施が困難となることその他のやむを得ない事由がある場合においては、当該保育所に入所する児童を公正な方法で選考することができる。
 - 4・5 (略)

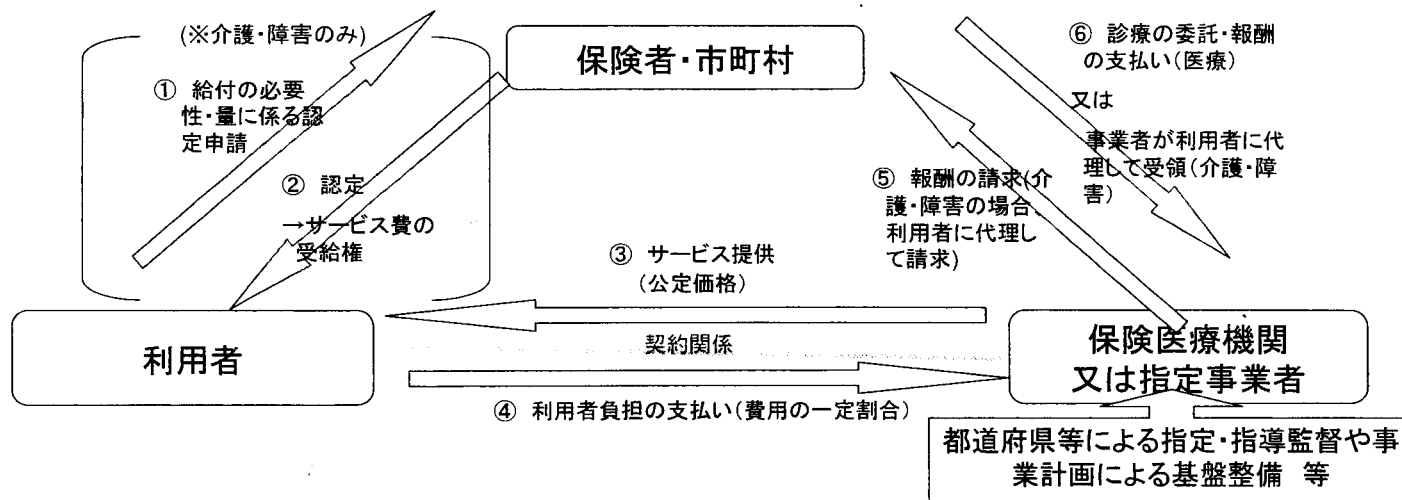
他の社会保障制度(医療・介護・障害)による サービス提供の仕組み

(給付の必要性・量の判断・それに応じた受給権)

- 他の社会保障制度(医療・介護・障害)においては、
 - ・ 診察に当たる医師又は行政(市町村)が給付の必要性・量の判断を行い、
 - ・ 利用者は、当該判断の範囲内におけるサービス利用について、保険者又は行政(市町村)から給付を受ける権利を有しており、基準を満たした保険医療機関又は指定事業者からサービス提供を受ける仕組みとなっている。

(公定価格)

- なお、サービス費用については、公定価格となっており、保険者・市町村による給付は、(利用者に代理して)保険医療機関又は指定事業者が請求・受領する形式。



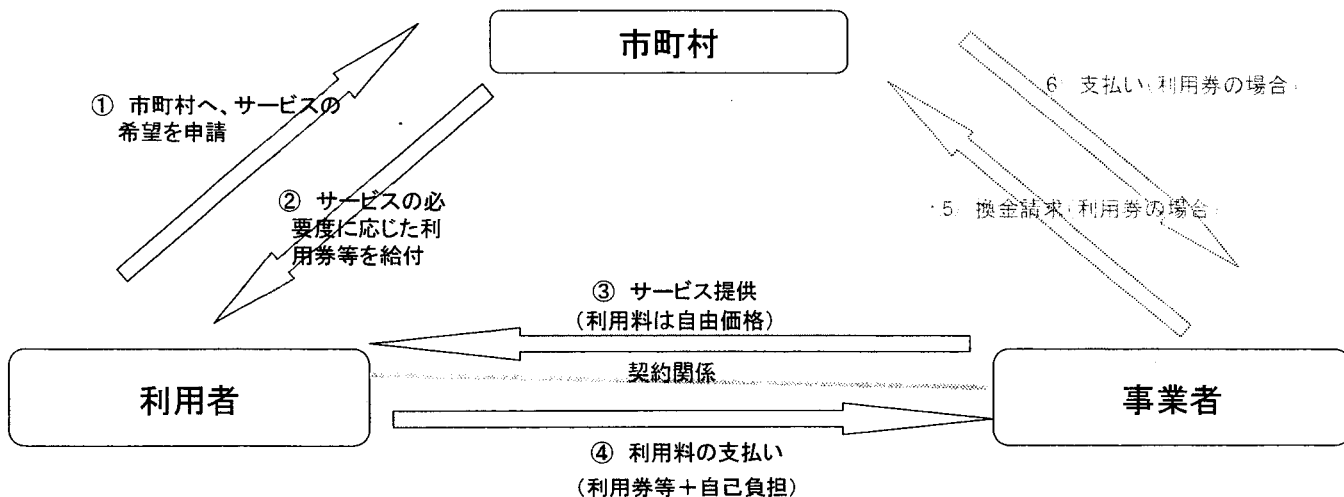
規制を極力少なくしたサービス提供の仕組みの例

- 規制の極めて少ないサービス提供の仕組みの例としては、例えば、以下のような方式が考えられる。

- ① 利用者は、市町村へサービスの希望を申請
- ② 市町村は、サービスの必要度に応じ給付(利用券又は現金)
- ③ 事業者は価格を自由に設定し、サービス提供。

(※利用券が充当可能な事業所については、限定しない方法も、一定の基準を満たした指定事業者のみとする方法も、いずれも考えられる。)

- ④ 利用者は、選択した事業者に対し、利用券等に自らの負担を上乗せし、利用料を支払い。



(参考)サービス提供の仕組みの比較

	現行の認可保育所のサービス提供の仕組み	(参考1) 他の社会保障制度 (医療・介護・障害)による サービス提供の仕組み	(参考2) 極力規制をなくした サービス提供の 仕組みの例
(1) サービス・給付の保障	市町村に対する保育の実施義務 (※地域の保育所の受入能力がない等やむを得ない場合は、「その他適切な保護」で足りるとする例外有り)	・個人に(2)の判断の範囲内のサービス費用の受給権 ・保険者又は市町村にサービス費の給付義務	・個人にサービスの必要度に応じた一定額の受給権 ・市町村にサービスの必要度に応じた一定額の給付義務
(2) 給付の必要性・量の判断	市町村において「保育に欠ける」か否か、及び、優先度について判断。 (※受入保育所の決定と一体的に実施。)	診察に当たる医師又は行政(市町村)が給付の必要性・給付量又は上限量を判断	市町村において、サービスの必要度を判断。
(3) サービス選択・利用方法 (契約関係)	・基準を満たした認可保育所の中から選択(※定員を超える場合は市町村が公平な方法で選考。) ・利用者が市町村へ、入所希望保育所を記載の上申込み	・基準を満たした保険医療機関又は指定事業者の中から選択 ・利用者が指定事業者と契約	・基準を満たした指定事業者の中から選択、又は、市中の提供者から自由に選択 ・利用者が事業者と契約

27

	現行の認可保育所のサービス提供の仕組み	(参考1) 他の社会保障制度 (医療・介護・障害)による サービス提供の仕組み	(参考2) 極力規制をなくした サービス提供の 仕組みの例
(4) サービスの価格	公定価格 (※国が地域等に応じ市町村へ交付する「保育所運営費負担金」を定めている。)	公定価格 (※国が診療行為やサービス毎等に応じた費用額を定めている。)	自由価格 (※事業者が自由に設定)
(5) 給付方法 (補助方式)	・市町村が保育所へ、委託費(運営費)を支払い。	・保険者による現物給付又は 市町村が利用者に費用の一定割合を給付。 (※実際の資金の流れとしては、保険医療機関又は指定事業者が(利用者に代理して)保険者(市町村)に請求・受領。(代理受領))	・利用者に一定額の利用券又は現金を給付。 ・(利用券の場合)事業者が市町村に換金請求・受領。
(6) 利用者負担	・市町村が保護者から所得に応じた利用料を徴収	・保険医療機関又は指定事業者 に利用者がサービス費用の一定割合を支払い (※所得に応じた負担の上限有り。)	・事業者が利用者から自由に設定したサービス価格から、利用券支給額(定額)を控除した額を徴収 (→※利用者負担が増大し、所得によって利用機会が十分保障されない可能性)

28

(参考) 他の社会保障制度のサービス提供の仕組み

	医療（療養の給付）	介護保険	障害(自立支援給付)	保育（認可保育所）
(1)サービス・給付の保障	<ul style="list-style-type: none"> ・保険者に患者(被保険者)に対する療養の給付を義務付け(現物給付) ・保険者が指定医療機関に対し、被保険者に対する保険診療を委託 	<ul style="list-style-type: none"> ・個人に要介護認定の範囲内のサービス費用の受給権 ・市町村に要介護認定の範囲内のサービス費用の一定割合の給付義務 	<ul style="list-style-type: none"> ・個人に市町村による給付決定の範囲内のサービス費用の受給権 ・市町村に給付決定の範囲内のサービス費用の一定割合の給付義務 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村に「保育に欠ける」児童に対する保育の実施を義務付け (※地域の保育所の受入能力がない等やむを得ない場合は、「その他適切な保護」で足りるとする例外有り) ・市町村は自ら保育を実施(公立保育所)、又は委託(私立保育所)
(2)給付の必要性・量の判断	サービス提供者(診察に当たる医師)が給付の必要性・給付量を判断	保険者(市町村)において、全国統一の基準に基づく要介護認定により、給付の必要性・上限量を決定	市町村において、全国統一の基準に基づく障害程度区分認定や、障害者を取り巻く環境等を勘案して、給付の必要性・給付量を決定	市町村において、条例で定める基準により「保育に欠ける」か否か(サービス対象か否か)、及び、優先度について判断。(受入保育所の決定と一体的実施。)
(3)サービスの選択 利用方法 (契約関係)	<ul style="list-style-type: none"> ・基準を満たした保険医療機関の中から選択 ・患者(被保険者)が保険医療機関と契約 	<ul style="list-style-type: none"> ・基準を満たした指定事業者の中から選択 ・利用者が指定事業者と契約 	<ul style="list-style-type: none"> ・基準を満たした指定事業者の中から選択 ・利用者が指定事業者と契約 	<ul style="list-style-type: none"> ・基準を満たした認可保育所の中から選択(※定員を超える場合、市町村が公平な方法で選考。) ・利用者が市町村へ、入所希望保育所を記載の上、申込み

29

	医療（療養の給付）	介護	障害	保育
(4)サービスの価格	<p>公定価格 (※国が診療行為毎等に費用額を定めている。)</p>	<p>公定価格 (※国が地域等に応じサービス毎に費用額を定めている。)</p>	<p>公定価格 (※国が地域等に応じサービス毎に費用額を定めている。)</p>	<p>公定価格 (※国が地域等に応じ市町村へ交付する「保育所運営費負担金」を定めている。)</p>
(5)給付方法 (補助方式)	<p>保険者が(現物給付の委託先である)保険医療機関に対し、給付に要する費用を支払い</p> <p>(※なお、医療保険の中には、療養費払い(償還払い)も併存。)</p>	<p>保険者(市町村)は利用者により、サービス費用の9割を給付(利用者補助)。</p> <p>(※実際の資金の流れとしては、指定事業者が利用者により代理して保険者(市町村)に請求・受領。(代理受領))</p>	<p>市町村は利用者により、サービス費用の9割を給付(利用者補助)。</p> <p>(※実際の資金の流れとしては、指定事業者が利用者により代理して市町村に請求・受領。(代理受領))</p>	<p>市町村が保育所へ、委託費(運営費)を支払い。</p>
(6)利用者負担	<p>保険医療機関が、患者から、一部負担(被用者本人については費用の3割等)を徴収(※所得に応じた負担の上限有り)</p>	<p>指定事業者が、利用者から、サービス費用の1割を徴収(※所得に応じた負担の上限有り)</p>	<p>指定事業者が、利用者からサービス費用の1割を徴収(※所得に応じた負担の上限有り)</p>	<p>市町村が保護者から所得に応じた利用料を徴収</p>

	医療（療養の給付）	介護	障害	保育
(7)事業者参入	<p>・保険医療機関の指定拒否事由は法定されている</p> <p>（指定拒否事由の概要）</p> <p>・当該医療機関に、指定取消など不正が認められる</p> <p>・開設者又は管理者の刑罰や不正行為が認められる</p> <p>場合に指定拒否事由に該当。</p> <p>※ なお、病床数(入院ベッド数)については、都道府県が医療計画において定める基準量を超えるものとして勧告を受けた場合は、保険医療機関の指定の拒否が可能。</p>	<p>・指定事業者の指定拒否事由は法定されている</p> <p>（指定拒否事由の概要）</p> <p>申請者が</p> <p>・法人格が無い</p> <p>・基準に適合しない</p> <p>・刑罰や不正行為等が認められる</p> <p>場合に指定拒否事由に該当。</p> <p>※ なお、居住系サービスについては、都道府県又は市町村が事業計画において定める必要量を超える場合の指定拒否が可能。</p>	<p>・指定事業者の指定拒否事由は法定されている</p> <p>（指定拒否事由の概要）</p> <p>申請者が</p> <p>・法人格が無い</p> <p>・基準に適合しない</p> <p>・刑罰や不正行為が認められる</p> <p>場合に指定拒否事由に該当。</p> <p>※ なお、居住系サービスと一部通所サービスについては、都道府県又は市町村が事業計画において定める必要量を超える場合の指定拒否が可能。</p>	<p>・保育所の認可拒否には都道府県の裁量性が認められている(既存事業者の分布状況の勘案等)</p>

31

	医療（療養の給付）	介護	障害	保育
(8)情報開示・第三者評価	<p>・医療機関に都道府県に対する一定の事項(医療従事者の数、治療結果情報等)の報告が求められており、都道府県が一括して公表</p> <p>・第三者評価の受審は任意（上記の情報開示に係る報告事項の対象）</p>	<p>・指定事業者に都道府県に対する一定の事項(従業者の数、経験年数等)の報告が求められており、都道府県が一括して公表</p> <p>・一部サービス（グループホーム等）については第三者評価の受審を義務付け</p>	<p>・情報開示に関する制度は特になし</p> <p>・第三者評価の受審は努力義務</p>	<p>・情報開示に関する制度は特になし</p> <p>・第三者評価の受審は努力義務</p>

32

現行の保育所の認可の仕組み

(現行の保育所の認可の仕組み)

- 現行制度では、
 - ・ 市町村が認可保育所を設置しようとする場合は、都道府県知事への届出
 - ・ 市町村以外の者が認可保育所を設置しようとする場合は、都道府県知事による認可を経ることとされている。
- 都道府県知事は、市町村以外の者から認可の申請があった場合、都道府県及び市町村による保育需要に関する現状分析と将来推計を踏まえ、申請への対応を検討すること(「保育所の設置認可等について」平成十二年児発第二九五号通知)とされており、認可の可否に関する裁量が比較的広く認められている。
- なお、主体制限については、平成12年に撤廃されており、株式会社やNPO法人の参入も可能。ただし、施設整備補助は対象外とされている。

(認可の効果)

- 現行制度では、市町村に認可保育所における保育の実施義務を課した上で、認可保育所における保育の実施に要する費用を市町村が支弁するものとされている。
 - (※ 市町村が支弁した保育所運営費の負担割合は、
 - ・ 公立保育所は市町村10/10、
 - ・ 私立保育所は国1/2、都道府県1/4、市町村1/4。)
- 認可保育所となることの主たる効果は、この市町村による保育所運営費の支弁にある。
- また、認可保育所には、児童福祉施設最低基準の遵守が求められている。【→資料4 P24】

33

(保育の「実施義務の例外」との関係)

- 一方で、現行制度における市町村の保育の実施義務には、地域の保育所全体を通じて受入能力がない場合を含め、「付近に保育所がない等やむを得ない事由があるとき」は、認可外保育施設のあつせんを含む「その他適切な保護」で足りるものとされていることもあり(→※第12回(9/30)の課題)、待機児童がいる市町村の場合で必要な基準を満たしている場合であっても、認可されないことがあり得る。

(参考)

①設置主体別保育所認可の状況(平成19年4月1日現在)

市町村	社会福祉法人	社団法人	財団法人	学校法人	宗教法人	NPO	株式会社	個人	その他	計
11,803	10,133	4	227	171	273	54	118	212	15	22,845

②市町村・社会福祉法人以外の多様な主体による保育所認可の状況(年度別認可数)

	社団・財団	学校法人	宗教法人	NPO	有限・株式	個人	その他	計
2012	1	5	6	3	8	5	0	27
2013	4	10	0	5	12	10	2	43
2014	2	10	2	5	12	9	0	40
2015	4	21	0	9	17	12	0	62
2016	3	35	5	12	24	5	4	88
2017	1	27	1	13	21	2	2	67
2018	3	47	0	10	36	4	2	102

34

現行の保育所に対する施設整備費補助の仕組み

(現行の保育所に対する施設整備費補助の仕組み)

○ 市町村が策定する整備計画に基づいて、以下の設置主体が保育所の施設整備(新設・修繕・増築等)を行う場合に、定員規模、地域等に応じて、補助を行うもの。

《対象法人》

社会福祉法人、学校法人(幼保連携型認定こども園の保育所部分)、日本赤十字社、公益法人
(※株式会社、NPO法人は対象外。なお、公立保育所の施設整備については平成18年度に一般財源化。)

《国庫補助単価》 定員90名の新設の場合 1施設当たり6千万円(事業費ベース1億2千万円)※加算により異なる

《費用負担》 定額国1/2相当、市町村1/4相当、設置者1/4相当

現行の保育所運営費の仕組み

(現行の保育所運営費の仕組み)

○ 現行制度においては、

- (1) 「基本分保育単価」が①地域、②定員規模、③入所児童の年齢に応じて定められ、さらに
- (2) 「民間施設給与等改善費加算」が職員1人当たりの平均勤続年数に応じて行われる仕組みとなっている。

※ 「民間施設給与等改善費加算」については、余剰がなく給与改善等に支障を来すおそれのある民間施設における公私間の給与格差是正を目的にしているため、配当支出が行われている保育所については対象とならない。

※ なお、保育単価は、あくまで国庫負担の基準として設けられており、都道府県・市町村による上乗せは可能。

【16/100地域(東京23区)の保育単価の例】

保育所種別	保育所種別	定員規模	基本分保育単価	民間施設給与等改善費加算率			
				加算率	加算額	加算率	加算額
認可保育所	認可保育所	100名	17,200円	10%	1,720円	15%	2,580円
認可外保育所	認可外保育所	100名	10,000円	10%	1,000円	15%	1,500円
認可保育所	認可保育所	50名	17,200円	10%	1,720円	15%	2,580円
認可外保育所	認可外保育所	50名	10,000円	10%	1,000円	15%	1,500円

【民間施設給与等改善費加算率の前提となる職員1人当たりの平均勤続年数】

加算率の区分	職員1人当たりの平均勤続年数	加算率	
		加算率	加算額
10%加算分	10年未満	10%	1,000円
15%加算分	7年以上・10年未満	15%	1,500円
20%加算分	7年以上・10年未満	20%	2,000円
25%加算分	10年以上	25%	2,500円

現行の保育所運営費の使途範囲

- 現行制度においては、市町村から支弁された保育所運営費については、原則として、人件費・管理費・事業費に充てることとされており、以下の要件を満たした場合に、以下の範囲の費用に限り充当が認められている。
 (「保育所運営費の経理等について」(平成12年児発第299号厚生省児童家庭局長通知))

最低基準の遵守など適正な運営に関する一定の基準を満たす場合

- (1) 人件費・管理費・事業費の各区分に関わらず、当該保育所のそれぞれの費用に充当可。
 (2) 次年度以降の当該保育所の経費に充てるための①人件費積立預金、②修繕積立預金、③備品等購入積立預金に充当可。

さらに、延長保育、一時預かり、低年齢児の積極的受入れ等の一定の事業を行う場合

- 民間施設給与等改善費の加算額に相当する額の範囲内で、同一設置者が設置する保育所の
 (1)施設設備の整備、修繕等に要する経費、(2)保育所の土地建物の賃借料、(3)これらのための借入金の償還等のための支出に充当可。

さらに、第三者評価の受審・結果の公表等の一定の質向上に関する要件を満たす場合

- 民間施設給与等改善費の加算額に相当する額の範囲内で、同一設置者が運営する他の社会福祉施設等に係る施設設備の整備、修繕等に要する経費、土地・建物の賃借料、及びこれらのための借入金の償還等のための支出、租税公課
 ○ 運営費の3か月分の範囲内で、同一設置者が設置する
 (1) 保育所に係る施設設備の整備、修繕等に要する経費、土地・建物の賃借料、及びこれらのための借入金の償還等のための支出、租税公課
 (2) 他の子育て支援事業(一時預かり等)の施設設備の整備・修繕等に要する経費、及びこれらのための借入金の償還等のための支出

※当該保育所を設置する法人本部の運営経費へ充当するためには、さらに、前期末支払資金残高の取り崩しについて、市町村(社会福祉法人の場合は理事会)の承認を得て、運営に支障が生じない範囲内において行う必要がある。

37

現行の保育サービスの必要性の判断基準

(「保育に欠ける」判断の仕組み①—政令による基準)

- 市町村が、保育の実施義務を負う対象である「保育に欠ける」児童であるか否かの判断については、「政令で定める基準」に従い、「条例で定める事由」によることとされている。
 ○ 「政令で定める基準」としては、
 以下のいずれかに該当
 十
 保護者と同居親族等が児童の保育ができない場合とされている。

《保護者の置かれている状況に関する要件》

- ① 昼間労働することを常態
 ② 同居親族の介護

《保護者の心身の状況に関する要件》

- ③ 妊娠中又は出産直後
 ④ 疾病、負傷、又は心身の障害

《その他》

- ⑤ 災害復旧時
 ⑥ その他(「前各号に類する状態」)

◎ 児童福祉法施行令(昭和22年法律第164号)

第二十七条 法第二十四条第一項の規定による保育の実施は、児童の保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当することにより当該児童を保育することができないと認められる場合であつて、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められる場合に行うものとする。

- 一 昼間労働することを常態としていること。
 二 妊娠中であるか又は出産後間がないこと。
 三 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。
 四 同居の親族を常時介護していること。
 五 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。
 六 前各号に類する状態にあること。

38

「保育に欠ける」判断の仕組み②－条例による基準

○ 各市町村においては、「政令で定める基準」に従い、「条例で定める」事由により、「保育に欠ける」児童であるか否かを判断するが、政令とほぼ同内容の条例準則のほか、以下の事項について、個別に通知で解釈を提示している。

- ① 求職中でも入所申込みが可能【平成12年通知】
- ② 下の子の育児休業取得に際しての上の子の取扱いについては、次年度に小学校入学であるなど「入所児童の環境の変化に留意する必要がある場合」、「発達上環境の変化が好ましくない場合」は、継続入所で差し支えない。【平成14年通知】
- ③ 母子家庭及び父子家庭については、優先的に取扱うこと。【平成15年通知】※「母子及び寡婦福祉法」で規定
- ④ 虐待防止の観点から、保育の実施が必要な児童については、優先的に取扱うこと。【平成16年通知】※「児童虐待の防止に関する法律」で規定

○ 実際の判断基準となる各市町村の条例を見ると、おおむね以下の傾向が見られる。

《都市部(待機児童の多い市町村)》

- ・ 相対的に詳細かつ厳格な内容。
- ・ ①政令各号で明記する事由(就労/妊娠・出産/(養育者の)疾病・障害/同居親族介護)により基本的な優先度を決定し、②同優先ランク内の調整指数として、その他の事由(母子家庭、虐待等)を用いる構造となっているところが多い。

《その他(待機児童の少ない市町村)》

- ・ 相対的に大括りで幅広く認めることが可能な内容
- ・ 政令各号で明記されていない事由(母子家庭、虐待等)については、条例においても明記されていないところが多い。

入所基準(条例)の実例①(神奈川県横浜市)

《人口365万人(平成20年9月1日現在)、待機児童707人(平成20年4月1日現在)》

5 保育所の入所選考基準

(基準の考え方)	その他の世帯状況
※ランクは、A B C D E F Gの順に入所の順位が高いものとする。 ※お父さん、お母さんがランクが異なる場合は、順位の低いランクを適用します。 ※同居している祖父母が65歳未満の場合、保育可能な方とみなします。その場合、保育できない事柄を除く除却事由を提出することがあります。 ※障害児・児童福祉の観点から保育に欠ける児童については、この選考基準を別に別途に選考します。 ※選考に当たっては、保育が必要と認められる下記の「ランク表」に基づきA～Gの順に区分し「その他の世帯状況」とともに総合的に保育に欠ける程度を判定し、入所承諾の順位を判断します。	【ランクアップ項目】 ①から⑧は各項目1ランクずつ、⑨は2ランク、⑩まで2ランクまでアップします。 ※上記⑨と⑩は親世帯等が適用される場合はランクアップしません。
お父さん、お母さん(※1)が保育できない理由、状況	①ひとり親世帯等 ②生活保護世帯 ③生計中心者の失業 ④横浜保育室・家庭保育施設・認可乳児保育所等の卒園児(卒園時に保育所へ入所する旨の届出を提出している) ⑤養育者のため退所し、再入所する場合 ⑥(※5)は優先順位ではありません。
1 居宅外労働(内勤)・居宅外自働 月20日以上かつ1日8時間以上、働いている。 A 月16日以上かつ1日7時間以上、働いている。 B 月16日以上かつ1日4時間以上7時間未満、働いている。 C 月16日以上かつ1日7時間以上の仕事に内定している。 D 月16日以上かつ1日4時間以上7時間未満の仕事に内定している。 E	⑦ひとり親世帯等 ⑧生活保護世帯 ⑨生計中心者の失業 ⑩横浜保育室・家庭保育施設・認可乳児保育所等の卒園児(卒園時に保育所へ入所する旨の届出を提出している) ⑪養育者のため退所し、再入所する場合 ⑫(※5)は優先順位ではありません。
2 居宅内労働(内勤)・居宅内自働 月20日以上かつ1日8時間以上、働いている。 A 月16日以上かつ1日7時間以上、働いている。 B 月16日以上かつ1日4時間以上7時間未満、働いている。 C 月16日以上かつ1日7時間以上の仕事に内定している。 D 月16日以上かつ1日4時間以上7時間未満の仕事に内定している。 E	⑬市内在住 ⑭保育の代替手段となる同居親族の有無など ⑮世帯の状況 ⑯就労状況 ⑰就労状況 ⑱就労状況 ⑲(※5)は優先順位ではありません。
3 産前産後 お母さんが出産又は出産予定日の前後各8週間の期間にあって、出産の準備又は休養を要する。 D	⑳ひとり親世帯等 ㉑(※5)は優先順位ではありません。
4(1) 病気・けが 入院または入院に相当する治療や安静を要する自宅療養中に病状している場合。 A 通院加療を行い、常に安静を要するなど、保育が常時困難な場合。 B 通院加療を行い、1日4時間、週4日以上は安静が必要で保育が困難な場合。 E	㉒ひとり親世帯等 ㉓(※5)は優先順位ではありません。
4(2) 心身の障害 身体障害者手帳1～2級、精神障害者保健福祉手帳1～3級、療育の手帳(療育手帳)の交付を受けていて、保育が常時困難な場合。 A 身体障害者手帳3級の交付を受けていて、保育が困難な場合。 B 身体障害者手帳4級の交付を受けていて、保育が困難な場合。 E	㉔ひとり親世帯等 ㉕(※5)は優先順位ではありません。
5 親族の介護 臥床者・重篤な身体障害者(児)の介護や入院・通院・通所の付き添いのため、週5日以上かつ1日8時間以上保育が困難な場合。 A 病人や障害者(児)の介護や入院・通院・通所の付き添いのため、週4日以上かつ1日7時間以上保育が困難な場合。 B 病人や障害者(児)の介護や入院・通院・通所の付き添いのため、週4日以上かつ1日4時間以上保育が困難な場合。 E	㉖ひとり親世帯等 ㉗(※5)は優先順位ではありません。
6 災害の被災への被害 震災、風水害、火災その他の災害により自宅や住居の損傷に当たっている。 A	㉘ひとり親世帯等 ㉙(※5)は優先順位ではありません。
7 通学 就学に必要な技能習得のために職業訓練校、専門学校、大学などに通学している。 D	㉚ひとり親世帯等 ㉛(※5)は優先順位ではありません。
8 求職中 求職中(入所期間は3か月です。その期間内に就職しない場合は退所になります。)	㉜ひとり親世帯等 ㉝(※5)は優先順位ではありません。
9 ひとり親世帯等 ひとり親世帯において、就労、求職活動、職業訓練を行っていることにより、自立の促進が図られると福祉保健センター長が判断した場合、(求職中の入所期間は3か月です。その期間内に就職しない場合は退所になります。)	㉞ひとり親世帯等 ㉟(※5)は優先順位ではありません。
10 その他 児童福祉の観点から、福祉保健センター長が特に配慮し欠ける緊急度が高いと判断した場合。 A(1)(2)	㊱ひとり親世帯等 ㊲(※5)は優先順位ではありません。

(※1) お父さん、お母さんがいない場合は、その他の保護者。
(※2) Aランクかつ2ランクアップ相当として選考します。

6 入所選考基準が同一ランクでの調整指数一覧表

(平成20年1月1日現在)
※同一ランクで並んだ場合は、以下の項目に該当する場合に「調整指数」としてそれぞれの項目に点数をつけ、その合計が高い方から順位に選考します。なお、調整指数の点数が高い方であってもランクの逆転はありません。

内容	調整指数	備考
保育の代替手段 申込児童を65歳未満の親族に預けている 転園(転居を伴う場合及びきょうだい同時入所のための場合は除く、認定こども園からの転園は含む) 横浜保育室、家庭保育施設、認可乳児保育所の卒園児(卒園時に保育所へ入所する旨の届出を提出している) 申込児童を横浜保育室、家庭保育施設へ預けている(一時保育のみの利用は含まない) 児童を職場で見ている 児童が休職を伴う状態にいる 保育の代替手段に關して、上記以外の場合	-1 -1 3 2 1 -1 1 0	保育の代替手段については、左記のうち主たるもの1項目のみを適用します。
世帯の状況 保護者が身体障害者手帳1・2級、療育の手帳(療育手帳)、精神障害者保健福祉手帳1・2級の一つに該当する場合はそれぞれ同程度の障害があると認められる身体障害者手帳の保持者が身体障害者手帳3級以下で保育に専らしくは預かっている場合 同居家庭内に身体障害者・要の手帳(療育手帳)・精神障害者保健福祉手帳を保持している者がいて介護している場合(当該児童又は保護者がこれらの手帳を保持している場合は除く) 同居家庭内に要介護1以上の認定者がいて介護している場合(在宅介護に限る)	2 1 1	元のランクの類型が「心身の障害」のときは加減しません。
市内在住 市外在住者(転入予定者は除く)	-8	
就労状況 単身赴任 両親共に夜勤を伴う変則勤務である世帯 居宅外自営業であるが、職場が自宅に併設している 勤務業績が1か月未満である世帯	1 1 -1 -1	
ひとり親世帯等 ひとり親世帯で65歳未満の同居親族がいない場合 ひとり親世帯で65歳未満の同居親族がいる場合	3 1	
就労状況 元のランクが「9、ひとり親世帯等」で就労内定の場合 元のランクが「9、ひとり親世帯等」で求職中の場合	-2 -7	上2行の点数と書換えて適用されます。
きょうだいの状況 既にきょうだいが入所している場合(きょうだいの同一の保育園に入園を希望する場合には限る。) 既にきょうだいが入所している場合、又はきょうだいの同時に入所した場合は	2 1	

＜同一ランク・同一調整指数で並んだときの選考＞
※同一ランク・同一調整指数で並んだときは、以下の順に選考して選考します。
1 類型別の優先順位(1～10の順)
①災害・被災・障害 ②居宅外労働 ③ひとり親等 ④居宅内労働 ⑤居宅外・内勤自働(内定) ⑥就学等 ⑦出産 ⑧求職中
2 両親のうち一方が夜勤を伴う変則勤務である世帯
3 時間的・業務的労力の強さ
4 保育の協力者の有無
5 養育している小学生以下の子どもの人数が多い世帯
6 経済的状況(所得総額が低い世帯)
ただし、4月1日入所は、前年の住民税額で判断する場合があります(勤務先からの交付が間に合わない等のやむを得ない場合は除き、証明がある者が優先)

入所基準(条例)の実例②(山口県山口市)

《人口19.1万人(平成20年9月1日現在)》

○山口市保育の実施に関する条例
(平成17年条例第95号)

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条第1項の規定に基づき、保育の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(保育の実施基準)

第2条 保育の実施は、児童の保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当することにより、当該児童を保育することができないと認められる場合であつて、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められる場合に行うものとする。

- (1) 昼間に居宅外で労働することを常態としてしていること。
- (2) 昼間に居宅内で当該児童と離れて日常の家事以外の労働をすることを常態としてしていること。
- (3) 妊娠中であるか、又は出産後間がないこと。

- (4) 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。
- (5) 長期にわたり疾病の状態にある、又は精神若しくは身体に障害を有する同居の家族を常時介護していること。
- (6) 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。
- (7) 市長が認める前各号に類する状態にあること。

(委任)

第3条 この条例に定めるもののほか、申込手続その他保育の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

(資料)山口市例規集より抜粋 41

入所基準(条例)の実例③(福井県小浜市)

《人口3.2万人(平成20年8月1日現在)》

別表

保育園入園選考点数表

社会福祉課

類型	細目	点数	必要書類					
				8時間以上	5時間以上	3時間以上	3時間未満	1可以上
家庭外労働	農林業 畑林業	10	①前年度源泉徴収票 (確定申告をした時はその写し) ②①より勤務先が確認できない時は勤務証明書					
		7						
家庭内労働	自営業 家族従事者 3人以上者 家族従事者	10	①前年度源泉徴収票 (確定申告をした時はその写し) ②自営業等就労証明書					
		8						
出産	産後3ヶ月以内	10	①前年度源泉徴収票 (確定申告をした時はその写し) ②自営業等就労証明書					
		7						
保護者疾病等	入院付添 週3回以上 週3回未満 常時寝たきり	10	①前年度源泉徴収票 (確定申告をした時はその写し) ②自営業等就労証明書					
		7						
病者の看護等	入院付添 週3回以上 週3回未満 常時寝たきり	10	①前年度源泉徴収票 (確定申告をした時はその写し) ②自営業等就労証明書					
		7						
災害復旧 資格取得	災害・風水害・地震など 学校通学・職業訓練等 通信教育の受講など	10	①災害状況を証明するもの ②在学証明書・学生書 ③受講証明書または状況を証明するもの					
		10						
その他	高齢者 70才以上	8	①民生委員さんの証明					
		6						
	その他 70才以上	7						

保育の質を支える仕組み

保育内容

- 保育所保育指針(ガイドライン)
(保育の目標、ねらい・内容、保育計画、健康・安全等)

保育環境

- 児童福祉施設最低基準
(職員配置、施設設備等)

職員

- 保育士資格
(指定保育士養成施設(2年以上)の卒業又は国家試験合格)
- 保育士の研修

監査、評価

- 都道府県による監査
- 第三者評価(保育内容・方法、保育所の運営管理等)

43

保育の質の向上のための取組について

1 保育所保育指針の改定(平成21年4月1日施行)

- 子どもの育ちをめぐる環境が大きく変化する中で、保育所に期待される役割が深化・拡大していることを踏まえ、子どもの保育や保護者への支援等を通じて適切にその役割や機能を発揮できるよう、保育の内容の質を高める観点から、保育所保育指針の改定を行い、これを推進する。

2 「保育所における質の向上のためのアクションプログラム」(平成20年3月28日公表)の推進

- 「新待機児童ゼロ作戦」において、「国及び地方公共団体において、保育所における質の向上のためのアクションプログラムを策定し、質の向上のための保育所の取組を支援する」とこととされた。
- これを受けて、今般、国として、保育の質の向上に資する保育所における各種の取組を支援する観点から、国が取り組む施策及び地方公共団体が取り組むことが望まれる施策に関する総合的なアクションプログラムを策定し、推進しているところ。

3 保育所の施設設備に関する最低基準の見直し

- 保育所の最低基準における面積基準については、「制定以来ほとんど改正されておらず、中には明確な科学的な根拠がないままに長年適用されてしまっているものも少なくない」との指摘を受けているところ。
- そこで、機能面に着目した保育所の空間・環境に係る科学的・実証的な検証を平成20年度に行うこととし、この結果を受けて、保育所の施設設備に関する最低基準を見直すこととしている。

4 保育士の確保方策の推進

1 保育士の再就職支援事業(来年度予算概算要求事項)

- (1) 保育士の需給状況等に関する調査研究
今後の保育士の需給状況に関する調査研究を行うとともに、保育士資格を取得してしながら就労していない保育士に対して、今後の就労意欲等の調査、再就職に際する問題点等を分析する。
- (2) 保育士の再就職支援研修等
大都市圏(東京・愛知・大阪)に設置する「福祉人材ハローワーク(仮称)」において、福祉人材確保対策の一環として、保育士資格保有者である求職者の再就職支援のために、きめ細やかな職業相談・職業紹介、再就職支援研修をモデル事業として行う。

2 幼稚園教諭免許所得者の保育士資格取得の推進

- 幼稚園教諭免許取得者が保育士資格を取得するには、指定保育士養成施設を卒業するか、保育士試験に合格することが必要であったが、これに加えて、保育士資格を取得するために足りない単位を別途取得できるようにすることを検討する。

44

児童福祉施設最低基準

- 保育所は、乳幼児が1日の生活時間の大半を過ごすところであり、その保育サービスの質を確保する観点から、国として児童福祉施設最低基準を定めている。

[主な内容]

<職員配置基準>

・ 保育士

0歳児	3人に保育士1人(3:1)	1・2歳児	6:1
3歳児	20:1	4歳以上児	30:1

※ただし、保育士は最低2名以上配置

・ 保育士の他、嘱託医及び調理員は必置

※ 調理業務を全て委託する場合は、調理員を置かなくても可

<設備の基準>

- 0、1歳児を入所させる保育所：乳児室又はほふく室、医務室、調理室及び便所
→ 乳児室の面積：1.65㎡以上/人　ほふく室の面積：3.3㎡以上/人

- 2歳以上児を入所させる保育所：保育室又は遊戯室、屋外遊戯場、調理室及び便所

※屋外遊戯場については公園等の付近の代替施設でも可

- 保育室又は遊戯室の面積：1.98㎡以上/人　屋外遊戯場の面積：3.3㎡以上/人

45

保育所保育士配置基準

	乳児	1歳	2歳	3歳	4歳以上
中央児童福祉審議会の意見具申(昭和37年度)	3:1	6:1		20:1	30:1
23~26年度	10:1	30:1			
27~36	10:1	(10:1)		30:1	
37・38	10:1(9:1)			30:1	
39	8:1	9:1		30:1	
40	8:1			30:1	
41	(7:1)			30:1	
42	6:1			30:1	
43	6:1		(25:1)	30:1	
44~平成9	(3:1)	6:1	20:1	30:1	
平成10~	3:1	6:1	20:1	30:1	

休憩保育士	(1人)
-------	------

主任保育士代替保育士	(1人)
------------	------

(注) 1. 配置基準は、最低基準による。

2. ()内は、保育所運営費上あるいは他の補助金による配置基準等である。

46